

3 農振第 2937 号
令和 4 年 4 月 1 日

各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

農村振興局長

海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領の一部改正について

海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領（昭和40年9月10日付け40農地D第1138号農村振興局長通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、本事業の適切な実施に努められたい。

なお、貴局管内の各都府県知事に対しては、貴職からこの旨を通知願いたい。

3 農振第 2937 号
令和 4 年 4 月 1 日

北海道知事 殿

農林水産省農村振興局長

海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領の一部改正について

海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領（昭和40年9月10日付け40農地D第1138号農村振興局長通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、本事業の適切な実施に御配慮をお願いします。

○ 海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領(昭和 40 年 9 月 10 日付け 40 農地 D 第 1138 号)一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(査定)</p> <p>第 10 査定は原則として実地により行うものとするが、申請額が <u>1,000 万円未</u> <u>満</u>の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所について は、現地農地事務所等において机上により査定を行うことができる。この場 合には写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分検討の上、慎 重に採否を決定するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(査定)</p> <p>第 10 査定は原則として実地により行うものとするが、申請額が <u>300 万円未</u> <u>満</u>の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現 地農地事務所等において机上により査定を行うことができる。この場合には写 真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分検討の上、慎重に採否を 決定するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>